

トリチウム等汚染水の海洋放出に反対する意見書

経済産業省は、福島第一原発における多核種除去設備（ALPS）処理水の処分に関する説明・公聴会を8月30日、31日に富岡町、郡山市、東京都で開催した。

この間、経済産業省は、処理水からトリチウム以外の放射性物質はほとんど除去されている、また、トリチウムは弱い放射線しか出さず、自然界にも存在し、生物濃縮はせず、世界中の原発から排出されているとして、海洋放出を行う方針を示していた。タンクにたまるトリチウムの量は約1,000兆ベクレルである。

ところが処理水に、半減期1,570万年のヨウ素129、ストロンチウム90が基準値を超えて残留していたことが明らかになった。ヨウ素129は、特に海藻に濃縮・蓄積され、体内に取り込まれると甲状腺に集まり、とりわけ胎児や乳幼児への影響が懸念される。

各地の公聴会の参加者からは、トリチウムの半減期12.3年を踏まえ、またトリチウム以外にも残る放射性物質への懸念も多く示され、タンクでの長期保管を求める意見が相次ぎ、原子力規制委員会が処分方法の一つとして示す「海洋放出」に多数が反対した。

海洋放出されれば、海が汚染され、回り回って、私たちの暮らしにさまざまな影響を及ぼすのは避けられない。

よって、本市議会は、政府に対し、トリチウム等汚染水の取り扱いについて、国民への正確な情報提供を行うよう強く求めるとともに、海洋放出しないことを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重